# 鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令　抄 （昭和二十七年政令第十三号）

鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及びこれに基く命令を適用する。

##### ２

前項の規定により十島村となる従前の村にこの政令施行の際現に属している財産の処置については、鹿児島県知事が定める。

##### ３

第一項の規定により十島村となる従前の村の議会の議員、村長、助役その他の職員のうち地方自治法の規定による職員に相当する者でこの政令施行の際現にその職にある者は、それぞれ地方自治法の規定による十島村の相当の職員となるものとする。

##### ４

第一項の規定により十島村となる従前の村の条例、規則及びその他の規程でこの政令施行の際現に効力を有するものは、法令又は鹿児島県の条例に違反しないものに限り、地方自治法及びこれに基く命令中の相当規定による十島村の条例、規則及びその他の規程となるものとする。

##### ５

前二項に定めるものを除く外、従前第一項に規定する区域に適用されていた法令で地方自治法及びこれに基く命令に相当するものによつてした手続その他の行為は、地方自治法及びこれに基く命令中の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。

# 附　則

この政令は、昭和二十七年二月十日から施行する。